

伊豆の国市週休2日制工事実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設産業における担い手の確保及び育成のため、伊豆の国市が発注する建設工事において週休2日の確保を推進する工事（以下「週休2日制工事」という。）の実施に関し必要な事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを通じて、労働環境を改善することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、準備期間、後片付け期間、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(3) 現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）をいう。
現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

(対象工事)

第3条 原則として現場作業を行う期間が1か月以上の工事を週休2日制工事の対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

(1) 予定価格が130万円以下の工事

(2) 工程や完成時期に制約のある工事

(3) 緊急対応のための工事

(4) その他、週休2日制工事に適さないと工事担当課の長が判断する工事

(発注方式)

第4条 週休2日制工事の発注方式は、原則、発注者指定型とする。ただし、不確定要素等により工程遅延の可能性がある工事等については、受注者希望型とすることができる。

2 週休2日制工事の発注に当たっては、発注方式に応じた特記仕様書（別紙1又は別紙2）

に週休2日制工

事である旨を明示するものとする。

(実施方法)

第5条 週休2日制工事の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる発注方式の区分に応じて、それぞれに定める方法により施工する。

ア 発注者指定型

受注者は、工事着手日までに4週8休以上を満たす現場閉所計画・実績表(様式)を監督員に提出し、これに基づき施工する。

イ 受注者希望型

受注者は、週休2日に取り組むレベル(「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満」又は「4週6休以上4週7休未満」のいずれかをいう。以下「取組レベル」という。)を工事着手前の受発注者間協議により設定し、かつ、設定された取組レベルを満たす現場閉所計画・実績表を監督員に提出し、これに基づき施工する。

(2) 受注者は、現場閉所計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画・実績表を監督員に提出する。

(3) 受注者は、工事完成図書提出時に、現場閉所計画・実績表を監督員へ提出する。

(4) 監督員は、受注者から提出された現場閉所計画・実績表により、現場閉所の状況を確認する。なお、受注者希望型において、現場閉所率が受発注者間協議により設定された取組レベルを超えた場合は、当該設定された取組レベルを上限として判定し、第7条を適用する。

(工期の設定)

第6条 発注者は、週休2日制工事を発注するときは、適切な工期の設定を行うものとし、変更契約を行うときも同様とする。

(費用の計上)

第7条 発注者は、次の各号に掲げる発注方式の区分に応じて、当該各号に定める方法により費用の計上を行うものとし、その計算に当たっては、静岡県週休2日推進工事積算要領又は静岡県週休2日推進工事(建築工事)積算要領を準用するものとする。

(1) 発注者指定型

当初積算時の費用は、4週8休以上を前提とした補正係数により各経費を補正し、算出するものとする。ただし、工事完成後に現場閉所の状況を確認し、4週8休に満たない場合は、現場閉所率に応じて4週7休以上4週8休未満又は4週6休以上4週7休未満の補正係数により各経費を補正し、契約変更を行うものとする。なお、4週6休に満たないときは、当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

(2) 受注者希望型

当初積算時の費用は各経費の補正を行わずに算出するものとし、工事完成後に現場閉所の状況を確認し、現場閉所率に応じて各経費を補正し算出した費用で契約変更を

行うものとする。ただし、4週6休に満たないとき又は週休2日に取り組むことについて発注者との協議において発注者の同意がないときは、契約変更の対象としない。

(工事成績における評価)

第8条 工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて次のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。

- (1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する。
- (2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。
- (3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。

(達成証明)

第9条 この要領を適用した工事において、4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、発注者は、その達成状況を完成検査結果通知書により受注者に通知する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙 1)

伊豆の国市週休 2 日制工事特記仕様書 (発注者指定型)

(趣旨)

第 1 条 本特記仕様書は、建設産業における担い手の確保及び育成のため、伊豆の国市が発注する建設工事において週休 2 日の確保を推進する工事 (以下「週休 2 日制工事」という。)を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 発注者指定型

発注者が週休 2 日に取り組むことを指定する工事をいう。

(2) 週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、準備期間、後片付け期間、年末年始休暇 (6 日間)、夏季休暇 (3 日間)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(4) 現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め 1 日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(5) 現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合 (現場閉所日数/対象期間日数) をいう。
現場閉所率が 28.5% 以上の場合を 4 週 8 休以上、25% 以上 28.5% 未満を 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満、21.4% 以上 25% 未満を 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満とする。

(実施方法)

第 3 条 週休 2 日制工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、工事着手日までに 4 週 8 休以上の現場閉所計画・実績表 (様式) を監督員に提出し、これに基づき施工する。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画・実績表を監督員に提出する。
- (3) 受注者は、工事完成図書提出時に、現場閉所計画・実績表を監督員へ提出する。
- (4) 監督員は、受注者から提出された現場閉所計画・実績表により、現場閉所の実施状況を確認する。

(費用の計上)

第4条 発注者は、対象期間中の現場閉所率に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとし、その算定に当たっては、静岡県週休2日推進工事積算要領又は静岡県週休2日推進工事（建築工事）積算要領を準用する。なお、当初積算時の費用は、4週8休以上を前提とした補正係数により各経費を補正し、算出するものとする。ただし、工事完成後に現場閉所の状況を確認し、4週8休に満たない場合は、現場閉所率に応じて4週7休以上4週8休未満又は4週6休以上4週7休未満の補正係数により各経費を補正し、契約変更を行うものとする。なお、4週6休に満たないときは、当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

(工事成績における評価)

第5条 工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。

- (1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する。
- (2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。
- (3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。

(達成証明)

第6条 4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を完成検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。

(別紙 2)

伊豆の国市週休 2 日制工事特記仕様書 (受注者希望型)

(趣旨)

第 1 条 この特記仕様書は、建設産業における担い手の確保及び育成のため、伊豆の国市が発注する建設工事において週休 2 日の確保を推進する工事 (以下「週休 2 日制工事」という。) を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 受注者希望型

受注者が工事着手前に発注者に対して週休 2 日に取り組むことを協議した上で実施する工事をいう。

(2) 週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、準備期間、後片付け期間、年末年始休暇 (6 日間)、夏季休暇 (3 日間)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(4) 現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め 1 日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(5) 現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合 (現場閉所日数/対象期間日数) をいう。現場閉所率が 28.5% 以上を 4 週 8 休以上、25% 以上 28.5% 未満を 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満、21.4% 以上 25% 未満を 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満とする。

(実施方法)

第 3 条 週休 2 日制工事の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 受注者は、週休 2 日に取り組むレベル (「4 週 8 休以上」、「4 週 7 休以上 4 週 8 休未満」又は「4 週 6 休以上 4 週 7 休未満」のいずれかをいう。以下「取組レベル」という。) を工事着手前の受発注者間協議により設定し、かつ、設定された取組レベルを満たす現場閉所計画・実績表 (様式 1) を監督員に提出し、これに基づき施工する。

(2) 受注者は、現場閉所計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場変更の現場閉所計画・実績表を監督員に提出する。

- (3) 受注者は、工事完成図書提出時に、現場閉所計画・実績表を監督員へ提出する。
- (4) 監督員は、受注者から提出された現場閉所計画・実績表により、現場閉所の実施状況を確認する。なお、現場閉所率が受発注者間協議により設定された取組レベルを超えた場合は、当該設定された取組レベルを上限として判定し、第4条を適用する。

(費用の計上)

第4条 発注者は、対象期間中の現場閉所率に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとし、その算定に当たっては、静岡県週休2日推進工事積算要領又は静岡県週休2日推進工事（建築工事）積算要領を準用する。なお、当初積算時の費用は各経費の補正を行わずに算出するものとし、工事完成後に現場閉所の状況を確認し、現場閉所率に応じて各経費を補正し算出した費用で契約変更を行うものとする。ただし、4週6休に満たないとき又は週休2日に取り組むことについて発注者との協議において発注者の同意がないときは、契約変更の対象としない。

(工事成績における評価)

第5条 工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。

- (1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する。
- (2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。
- (3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。

(達成証明)

第6条 4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を完成検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。

現場閉所計画・実績表

田
氏
井

出 名

月集計													閉所 日数	対象 日数	
行事等															
計画															
実績															
備考															

[illegible]

	月集計												閉所 日数	対象 日数	
行事等															
計画															
実績															
備考															

＜凡例＞

○	開所日	△	振替開所日
□	閉所日作業		
■	閉所日	▲	振替閉所日
●	天候等による閉所日		

週休2日補正確認	発注者指定型	受注者希望型
4週8休以上 28%以上		
4週7休以上4週8休未満 25%以上28.5%未満		
4週6休以上4週7休未満 21.4%以上25%未満		

	計画	実績
現場閉所日数	日	日
対象期間日数	日	日
現場閉所率	%	%

$$\text{現場閉所率} = (\text{現場閉所日数} / \text{対象期間日数}) \times 100$$

※少数第2位切捨

現場閉所計画・実績表

工事名：
工事期：

年 月 日

発注者 伊豆の国市

住 所 〇〇市〇〇1-1-1

受注者 商号又は名称 株式会社〇〇

氏 名 〇〇 〇〇

令和5年 11月													月集計																		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
行事等	1	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
	契約日		対象期間外(準備期間)														工事着手日		勤労感謝の日												閉所 日数
計画																															
実績																															
備考																															

令和5年 12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月集計		
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	年末年始休暇						閉所 日数		対象 日数	
計画		■	■	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	▲	■	■	○	○	○	○	△	■	○	○	○	○	○	△	△	△	8日	28日
		□	■	○	○	●	○	○	△	△	○	○	○	○	○	▲	■	○	○	○	○	○	△	■	○	○	○	○	△	△	△	7日	28日	
備考		工事の遅れ確保による工程確保によ			降雨による 休工				降雨替開所の 振替開所の	降雨替開所の 振替開所の					振替3 閉所の								関係機 による開 所協議に											

令和6年 1月													対象期間外(後片付け期間)												閉所 日数		対象 日数						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
行事等	年末年始休暇												工事完成日																				
計画						■	■	■	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	5日	15日
実績						□	■	■	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	4日	15日	
備考	工事の遅れに る工程確保によ																																

<凡例>	
○	開所日
□	閉所日作業
■	閉所日
●	天候等による閉所日
△	振替開所日
▲	振替閉所日

週休2日補正確認	発注者指定型	受注者希望型
4週8休以上 28%以上	○	
4週7休以上4週8休未満 25%以上28.5%未満		
4週6休以上4週7休未満 21.4%以上25%未満		

計画		実績	
現場閉所日数	18 日	現場閉所日数	16 日
対象期間日数	55 日	対象期間日数	55 日
現場閉所率	32.7 %	現場閉所率	29.0 %

現場閉所率＝(現場閉所日数/対象期間日数)×100
※少数第2位切捨